

---

### QA34 乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください。

---

食品衛生法の法令上「乳児」について具体的な規定はありませんが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の他法令では「1歳未満」である旨が規定されています。したがって、今回、食品衛生法に基づく規格基準や表示基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象となる年齢としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日